

7. デイサービスを活用した取り組みについて

(1) 介護保険の指定を受けた事業所の活用

- デイサービス事業所の設備及び備品等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第95条第3項において、「専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。」とされているところであり、利用者の処遇に支障がない限りにおいては、適切な目的で介護保険サービス指定事業所を活用することが可能である。したがって、例えば、デイサービスの終了後に学童保育として活用することや、高齢者のためのサロンの場として活用することも可能であるので、地域の実情に応じて適宜活用を図られたい。

(2) いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスについて

- 地域包括ケアシステムの構築に資する取組みの一例として、民家などを活用した小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者や障害者、児童などに対して、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを提供する取組みが地域の創意工夫のもとに実施されているところである。
 - こうした取組みは、
 - ・ 子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進という高齢者や障害者への効果
 - ・ お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成育面といった児童への効果
 - ・ 地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点になるとという地域への効果
 - という様々な効果が期待される。
- 現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を指定通所介護事業所等で運営する場合、介護保険給付に加え、所定の要件を満たせば障害者自立支援法の自立支援給付（基準該当生活介護等）や乳幼児の一時預かりに対する運営費の補助をそれぞれの制度から受けることも可能である。
- 各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取組や各種支援制度の活用を周知していただき、地域の実情に応じた創意工夫ある取組の普及促進を図られたい。

(3) デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業について

- 平成23年度において、デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査研究事業を実施しているところである。
- 平成24年度においては、調査研究事業で得られたデータ・事例等を勘案しながら、どのような対応を行うべきか検討を進めていくこととしている。
- なお、平成24年度の新規事業である「地域ケア他職種協働推進等事業」において、家族介護者支援のために総合的に行う事業の一環として「デイサービスを利用した宿泊等の緊急一時預かりの試行」を位置づけたところであるので、引き続き実施していただくことや、地域のニーズを踏まえて新たに取り組むことも可能であるので、ご活用願いたい。

(4) 基準該当短期入所生活介護について

- 指定通所介護事業所等の設備を利用して短期入所のサービスを提供する場合、「基準該当短期入所生活介護」として保険給付の対象となる場合がある。
- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件（人員・設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たす事業者の行うサービスをいい、基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、市町村が必要があると認めるときに支給できるものとされ、その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。
- 基準該当短期入所生活介護は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、又は社会福祉施設に併設する必要があり、
 - 居室を除き併設本体施設の設備の利用が可能
 - 利用定員は20人未満
 - 常勤の従業者を配置する必要がない
 - 車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいなど、指定短期入所生活介護と比べて一定程度基準が緩和されているところであるが、短期入所生活介護事業所の慢性的な不足、またその結果として緊急時の利用が困難になっているという現状を踏まえ、地域における柔軟なサービス提供を促進する観点から、
 - 医師の配置を不要とする
 - 1人当たりの床面積を7.43m²以上とする（現行10.65m²）

など、更なる基準の緩和を行い、平成24年度から適用することとしたところである。

- 地域におけるサービスの需要・供給量等を勘案し、必要があると認められる地域においては、基準該当短期入所生活介護の活用も検討されたい。ただし、その場合であっても、利用者の処遇確保の観点から、良好な居住環境の実現や居室面積の確保に留意されたい。

宅幼老所(地域共生型サービス)の推進について

【宅幼老所(地域共生型サービス)とは】

- 小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障害者や子どもなどに対しても、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取組。
- 通い(デイサービス)のみから、泊まり(ショートステイ)や訪問(ホームヘルプ)、住まい(グループホーム)等の提供も行うなどサービス形態は地域のニーズに応じて様々に設定。

【事業の理念】

「誰もが地域とともに暮らし(共生)を重視 選択の自由

- 家族のように過ごせる第二の我が家
- 近所の家に遊びに行く感覚
- いつでも誰でも受け入れ可能

【事業の実施形態】

- 小 規 模： 例えば、利用定員10～20人程度
多 機 能： 高齢者、障害者(児)、子どもなどを対象
地 域 密 着： NPO等多様な主体による参画
(住民にとって身近な主体の参入)

【事業の効用】

宅幼老所(地域共生型サービス)の効用

①高齢者にとって

子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進

②児童にとって

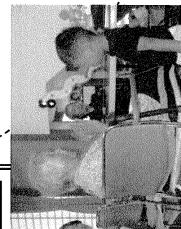
お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成長面の効果

③地域にとって

地域住民が持ちかかってくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点としての効果

【具体的な効果事例】

乳幼児が机の角にぶつからないように、お年寄りが手で角を覆うしくさをします。お年寄りがこのような生活のなかで頭を動かしたり、体を動かしたりすることができ本当のリハビリだと感じています。



宅幼老所(地域共生型サービス)の活用イメージ

介護保険法
(介護報酬)

宅幼老所

空き店舗を活用した子育て支援、高齢者交流施設の設置・運営事業の申請も可能。

児童福祉法
(事業費補助金等)

たとえば…
◇通所介護(デイサービス)
要介護状態となつた高齢者が、可能な限りその居宅において日常生活を始めよう、日常生活上の世話を機能訓練を提供する事業

たとえば…
◇小規模多機能型居宅介護
要介護状態となつた高齢者に、家庭的な環境で地域住民との交流の中で、通い・宿泊・訪問サービスを組み合わせ、日常生活上の世話と機能訓練を提供する事業

障害者自立支援法
(自立支援給付等)

たとえば…
◇保育所の分園
認可保育所の設置が困難な地域において中心保育所と一体的な運営を行う施設(定員は原則30人未満)
■整備費補助(私立のみ) 約5,000万円(国費)
■運営費補助(私立のみ) 約1,200万円(年額:国費)
■整備費、運営費ともに定員30人の場合

たとえば…
◇家庭的保育事業
保育士又は研修により市町村が認めた家庭的保育者(保育ママ)が、自身の居宅等において少數の乳幼児を保育する事業
■改修費補助 約100万円(国費)
■運営費補助 約200万円(年額:国費) [子ども5人の場合]

たとえば…
◇地域型保育・子育て支援モデル事業
地方版子ども・子育て会議の設置及び小規模保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブ等を組み合わせた多機能な保育を実施する事業
■改修費補助 100万円(国費)
■運営費補助 670万円(年額:国費) [一般市町村モデル(小規模保育10人以上)の場合]